

お客さま各位

弊社「かんたん口座振替サービス約款」を2月より改定しますのでご案内申し上げます。

改定内容に関しましては以下の「新旧対照表」でご確認くださいようお願い申し上げます。

現 行	改 定 後
<p>第1条（この約款の趣旨）</p> <p>1 この約款は、めぶき証券株式会社（以下「当社」といいます。）と当社提携金融機関である株式会社常陽銀行（以下「<u>㈱常陽銀行</u>」）が提携して提供する口座振替サービスである「かんたん口座振替サービス」（以下「本サービス」といいます。）のお客さまのご利用に際し、当社とお客さまとの間の権利義務を明確にするために定められるものです。</p> <p>2 お客さまがご利用になる本サービスに関する権利義務関係は、この約款に別段の定めがある場合を除き、<u>㈱常陽銀行</u>の口座振替に関する規定の他、当社の証券取引約款、その他各種約款等の定めるところにより取扱います。</p> <p>第2条（本サービスの内容）</p> <p>本サービスは、当社がお客さまより電話等でお振替の依頼を受け、<u>㈱常陽銀行</u>のお客さま名義の預金口座から引落し、当社の証券取引口座または証券総合口座（以下総称して「証券取引口座」といいます。）へ入金を行うサービスをいいます。</p> <p>第3条（ご利用条件）</p> <p>— 略 —</p> <p>3 振替元である<u>㈱常陽銀行</u>の預金口座は、当社における口座名義と同一名義のものとしていただきます。また、預金種別は普通預金、当座預金とさせていただきます。</p> <p>— 略 —</p> <p>第7条（本サービスの停止）</p> <p>当社または<u>㈱常陽銀行</u>が必要であると認めた場合、お客さまにあらかじめ通知することなく本サービスの一部または全部を停止または終了させることがあります。</p> <p>第8条（本サービスの解約）</p> <p>— 略 —</p> <p>③ <u>お客さまがこの約款の変更にご同意いただけない場合。</u></p> <p>④ <u>当社が本サービスをご利用いただくことを不適當であると認めた場合。</u></p> <p>第9条（免責事項）</p> <p>— 略 —</p> <p>第10条（この約款の変更）</p> <p>1 この約款は、法令の変更または、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 <u>改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまにあらたな義務を課すことになる場合には、その改定事項をお客さまに通知いたします。ただし、改定の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。</u></p> <p>3 <u>上記2の通知または掲載があった場合、所定の期日までにお客さまからの意義の申立てがないときは、当社は約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p>以上 2017年4月</p>	<p>第1条（この約款の趣旨）</p> <p>1 この約款は、めぶき証券株式会社（以下「当社」といいます。）と当社提携金融機関である株式会社常陽銀行または株式会社足利銀行（以下「銀行」といいます。）が提携して提供する口座振替サービスである「かんたん口座振替サービス」（以下「本サービス」といいます。）のお客さまのご利用に際し、当社とお客さまとの間の権利義務を明確にするために定められるものです。</p> <p>2 お客さまがご利用になる本サービスに関する権利義務関係は、この約款に別段の定めがある場合を除き、<u>銀行</u>の口座振替に関する規定の他、当社の証券取引約款、その他各種約款等の定めるところにより取扱います。</p> <p>第2条（本サービスの内容）</p> <p>本サービスは、当社がお客さまより電話等でお振替の依頼を受け、<u>銀行</u>のお客さま名義の預金口座から引落し、当社の証券取引口座または証券総合口座（以下総称して「証券取引口座」といいます。）へ入金を行うサービスをいいます。</p> <p>第3条（ご利用条件）</p> <p>— 略 —</p> <p>3 振替元である<u>銀行</u>の預金口座は、当社における口座名義と同一名義のものとしていただきます。また、預金種別は普通預金、当座預金とさせていただきます。</p> <p>— 略 —</p> <p>第7条（本サービスの停止）</p> <p>当社または<u>銀行</u>が必要であると認めた場合、お客さまにあらかじめ通知することなく本サービスの一部または全部を停止または終了させることがあります。</p> <p>第8条（本サービスの解約）</p> <p>— 略 —</p> <p>— 削除 —</p> <p>③ <u>当社が本サービスをご利用いただくことを不適當であると認めた場合。</u></p> <p>第9条（免責事項）</p> <p>— 略 —</p> <p>第10条（この約款の変更）</p> <p>1 この約款は、法令の変更または、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。</u></p> <p>2 <u>改定を行う旨および改定後の約款の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>— 削除 —</p> <p>以上 2021年2月</p>